

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年8月13日(2009.8.13)

【公開番号】特開2009-146454(P2009-146454A)

【公開日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2009-026

【出願番号】特願2009-78556(P2009-78556)

【国際特許分類】

G 06 F 21/20 (2006.01)

G 06 Q 30/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 15/00 3 3 0 A

G 06 F 17/60 3 1 8 Z

G 06 F 15/00 3 3 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成21年6月15日(2009.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータネットワークに接続されるようになっている、各々がメモリを有する複数のワークステーションと、

発信メッセージを前記コンピュータネットワークに送信し、着信メッセージを前記コンピュータネットワークから受信するための、各ワークステーションの前記メモリに記憶されたアプリケーションと、

前記発信メッセージの送信が開始される際に前記発信メッセージの1つ又はそれ以上の詳細を判断し、前記発信メッセージを本来意図された受信者ではなく第三者に選択的に再方向付けするようにポリシーデータと協働して作動可能である、前記アプリケーションに組み込まれたアナライザと、
を含み、

前記ポリシーデータは、前記複数のワークステーションに対して中央集中的に定義され、前記発信メッセージの1つ又はそれ以上の詳細を判断し、その詳細に依存して前記発信メッセージの前記送信を制御するための規則を含むことを特徴とする情報管理システム。

【請求項2】

前記アナライザは、前記メッセージが所定のリストにある受信者又はアドレスのうちの1つ又はそれ以上に送られる場合、前記発信メッセージを前記第三者に再方向付けするよう作動可能であることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記ポリシーデータは、前記アプリケーションを使用して発信メッセージを会社アドレスから送り、着信メッセージを会社アドレスで受信することができる会社従業員の名前リストを含み、

前記アナライザは、前記発信メッセージの意図されたアドレスが所定のリストにあるドメイン名のうちの1つを含むと判断した場合、及び、前記意図されたアドレスが前記名前リストにある前記従業員の名字、名前、又は、頭文字のうちの少なくとも1つを含む場合、いずれの前記従業員の前記発信メッセージをも前記第三者に再方向付けするよう作動

可能である、

ことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載のシステム。

【請求項 4】

前記アナライザは、前記メッセージが 1 つ又はそれ以上の所定のキーワード又はキーワードの組合せを含む場合、前記発信メッセージを前記第三者に再方向付けするように作動可能であることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 5】

前記アナライザは、前記メッセージ又は前記メッセージの添付物が送信前に暗号化されるべきものである場合、前記発信メッセージを前記第三者に再方向付けするように作動可能であることを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 6】

前記アナライザは、その本来の暗号化キーと共に前記メッセージを前記第三者に再方向付けするように作動可能であり、

前記第三者は、前記本来意図された受信者への送信に関して前記メッセージを承認し、前記本来のキーで前記メッセージを再暗号化する手段を有する、
ことを特徴とする請求項 5 に記載のシステム。

【請求項 7】

前記アナライザは、前記メッセージが再方向付けされる前に、それが再方向付けされたメッセージであることを示すテキストを前記メッセージに追加するように作動可能であることを特徴とする請求項 5 又は 6 に記載のシステム。

【請求項 8】

前記アナライザは、前記メッセージが添付物又は特定の種類の添付物を含む場合、前記発信メッセージを前記第三者に再方向付けするように作動可能であることを特徴とする請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 9】

前記アナライザは、前記メッセージが添付物を含み、且つ前記メッセージの本文又は件名が所定量よりも少ないテキストを含む場合、前記発信メッセージを前記第三者に再方向付けするように作動可能であることを特徴とする請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 10】

前記アナライザは、前記メッセージの作成者の身元に依存して前記発信メッセージを前記第三者に再方向付けするように作動可能であることを特徴とする請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 11】

前記第三者が受信した前記再方向付けされたメッセージについて、前記第三者が前記メッセージを前記本来意図された受信者に送信されるように承認するための手段が設けられていることを特徴とする請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 12】

前記アプリケーションは、ウェブブラウザであることを特徴とする請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 13】

前記アナライザは、前記ウェブブラウザのプラグイン・モジュールであることを特徴とする請求項 12 に記載のシステム。

【請求項 14】

前記アプリケーションは、電子メールクライアントであることを特徴とする請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 15】

前記アナライザは、前記電子メールクライアントのプラグイン・モジュールであることを特徴とする請求項 14 に記載のシステム。

【請求項 16】

前記アプリケーションは、インスタントメッセージングアプリケーションであることを特徴とする請求項1～11のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項17】

前記アライザは、前記インスタントメッセージングアプリケーションのプラグインであることを特徴とする請求項16に記載のシステム。

【請求項18】

前記アプリケーションは、音声メッセージングアプリケーションであることを特徴とする請求項1～11のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項19】

前記アライザは、前記音声メッセージングアプリケーションのプラグインであることを特徴とする請求項18に記載のシステム。

【請求項20】

前記ポリシーデータは、前記ワークステーションの個々のユーザ又は一群のユーザに対する1つ又はそれ以上のポリシーを定義することを特徴とする請求項1～19のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項21】

前記ポリシーデータが記憶される中央サーバを含むことを特徴とする請求項1～20のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項22】

コンピュータネットワークに接続されるようになっている、各々がメモリを有し、発信メッセージを前記コンピュータネットワークに送信し、着信メッセージを前記コンピュータネットワークから受信するためのアプリケーションが該メモリに記憶された複数のワークステーションを含むシステムにおいて、前記複数のワークステーションによって実行される、情報を管理する方法であって、

前記アプリケーションに組み込まれたアライザを用いて、前記発信メッセージの送信が開始される際にポリシーデータと協働して前記発信メッセージの1つ又はそれ以上の詳細を判断するように前記発信メッセージを解析する段階と、

前記1つ又はそれ以上の詳細に依存して、前記発信メッセージを本来意図された受信者ではなく第三者に選択的に再方向付けする段階と、
を含み、

前記ポリシーデータは、前記複数のワークステーションに対して中央集中的に定義され、前記発信メッセージの1つ又はそれ以上の詳細を判断し、その詳細に依存して前記発信メッセージの前記送信を制御するための規則を含むことを特徴とする、情報を管理する方法。

【請求項23】

前記メッセージが1つ又はそれ以上の所定のリストにある受信者又はアドレスに送られる場合、前記発信メッセージは、前記第三者に再方向付けされることを特徴とする請求項22に記載の方法。

【請求項24】

前記ポリシーデータは、前記アプリケーションを使用して発信メッセージを会社アドレスから送り、着信メッセージを会社アドレスで受信することができる会社従業員の名前リストを含み、

前記解析する段階において前記発信メッセージの意図されたアドレスが所定のリストにあるドメイン名のうちの1つを含むと判断された場合、及び、前記意図されたアドレスが前記名前リスト内の従業員の名字、名前、又は、頭文字のうちの少なくとも1つを含む場合、いずれの前記従業員の前記発信メッセージをも前記第三者に再方向付けされる、ことを特徴とする請求項22又は23に記載の方法。

【請求項25】

前記メッセージが1つ又はそれ以上の所定のキーワード又はキーワードの組合せを含む場合、前記発信メッセージは、前記第三者に再方向付けされることを特徴とする請求項2

2～24のいずれか1項に記載の方法。

【請求項26】

前記メッセージ又は前記メッセージの添付物が送信前に暗号化されるべきものである場合、前記発信メッセージは、前記第三者に再方向付けされることを特徴とする請求項22～25のいずれか1項に記載の方法。

【請求項27】

前記発信メッセージをその本来の暗号化キーと共に前記第三者に再方向付けする段階と、前記第三者が前記本来意図された受信者への送信に関して前記メッセージを承認し、前記本来のキーを用いて前記メッセージを再暗号化するための手段を提供する段階とを含むことを特徴とする請求項26に記載の方法。

【請求項28】

前記メッセージが再方向付けされる前に、それが再方向付けされたメッセージであることを示すテキストを前記メッセージに追加する段階を含むことを特徴とする請求項26又は27に記載の方法。

【請求項29】

前記発信メッセージは、前記メッセージが添付物又は特定の種類の添付物を含む場合、前記第三者に再方向付けされることを特徴とする請求項22～28のいずれか1項に記載の方法。

【請求項30】

前記メッセージが添付物を含み、且つ前記メッセージの本文又は件名が所定量よりも少ないテキストを含む場合、前記発信メッセージは、前記第三者に再方向付けされることを特徴とする請求項22～29のいずれか1項に記載の方法。

【請求項31】

前記発信メッセージは、前記メッセージの作成者の身元に依存して前記第三者に再方向付けされることを特徴とする請求項22～30のいずれか1項に記載の方法。

【請求項32】

前記第三者が前記本来意図された受信者への送信に関して前記メッセージを承認するための手段を提供する段階を含むことを特徴とする請求項22～31のいずれか1項に記載の方法。

【請求項33】

前記アプリケーションは、ウェブブラウザであることを特徴とする請求項22～32のいずれか1項に記載の方法。

【請求項34】

前記解析する段階は、前記ウェブブラウザのプラグイン・モジュールにより実行されることを特徴とする請求項33に記載の方法。

【請求項35】

前記アプリケーションは、電子メールクライアントであることを特徴とする請求項22～32のいずれか1項に記載の方法。

【請求項36】

前記解析する段階は、前記電子メールクライアントのプラグイン・モジュールにより実行されることを特徴とする請求項35に記載の方法。

【請求項37】

前記アプリケーションは、インスタントメッセージングアプリケーションであることを特徴とする請求項22～32のいずれか1項に記載の方法。

【請求項38】

前記解析する段階は、前記インスタントメッセージングアプリケーションのプラグインにより実行されることを特徴とする請求項37に記載の方法。

【請求項39】

前記アプリケーションは、音声メッセージングアプリケーションであることを特徴とする請求項22～32のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 4 0】

前記解析する段階は、前記音声メッセージングアプリケーションのプラグインにより実行されることを特徴とする請求項 3 9 に記載の方法。

【請求項 4 1】

前記ポリシーデータは、前記ワークステーションの個々のユーザ又は一群のユーザに対する 1 つ又はそれ以上のポリシーを定義することを特徴とする請求項 2 2 ~ 4 0 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 4 2】

前記システムは、前記ポリシーデータが記憶される中央サーバを含むことを特徴とする請求項 2 2 ~ 4 1 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 4 3】

ネットワークへの発信データの送信を制御する規則を含む、中央集中的に定義される、複数のコンピュータに対するポリシーデータへのアクセスを有する、ネットワークに接続された前記複数のコンピュータのうちの 1 つのコンピュータを、情報を管理するように制御するためのコンピュータプログラムであって、

発信メッセージを前記ネットワークに送信して着信メッセージを前記ネットワークから受信するように作動可能である、前記コンピュータで実行されるアプリケーションに組み込まれたアナライザを用いて、前記発信メッセージの送信が開始される際に前記ポリシーデータの前記規則と協働して前記発信メッセージの 1 つ又はそれ以上の詳細を判断するように前記発信メッセージを解析する段階と、

前記 1 つ又はそれ以上の詳細に依存して、前記発信メッセージを本来意図された受信者ではなく第三者に選択的に再方向付けする段階と、

を前記複数のコンピュータのうちの 1 つのコンピュータに実行させるためのコンピュータプログラム。

【請求項 4 4】

前記メッセージが 1 つ又はそれ以上の所定のリストにある受信者又はアドレスに送られる場合、前記発信メッセージが前記第三者に再方向付けされることを特徴とする請求項 4 3 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 4 5】

前記ポリシーデータは、前記アプリケーションを使用して発信メッセージを会社アドレスから送り、着信メッセージを会社アドレスで受信することができる会社従業員の名前リストを含み、

前記解析する段階において前記発信メッセージの意図されたアドレスが所定のリストにあるドメイン名のうちの 1 つを含むと判断した場合、及び、前記意図されたアドレスが前記名前リスト内の従業員の名字、名前、又は、頭文字のうちの少なくとも 1 つを含む場合、いずれの前記従業員の前記発信メッセージをも前記第三者に再方向付けされる、ことを特徴とする請求項 4 3 又は 4 4 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 4 6】

前記メッセージが 1 つ又はそれ以上の所定のキーワード又はキーワードの組合せを含む場合、前記発信メッセージが前記第三者に再方向付けされることを特徴とする請求項 4 3 ~ 4 5 のいずれか 1 項に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 4 7】

送信前に前記メッセージ又は前記メッセージの添付物が暗号化されるべきものである場合、前記発信メッセージが前記第三者に再方向付けされることを特徴とする請求項 4 3 ~ 4 6 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 4 8】

前記複数のコンピュータのうちの 1 つのコンピュータに実行させる段階は、前記メッセージをその本来の暗号化キーと共に前記第三者に再方向付けする段階と、前記第三者が受信する前記再方向付けされたメッセージについて前記第三者が前記本来意図された受信者への送信に関して前記メッセージを承認し、前記本来のキーを用いて前

記メッセージを再暗号化するための手段を提供する段階と、
を含むことを特徴とする請求項 4 7 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 4 9】

前記複数のコンピュータのうちの 1 つのコンピュータに実行させる段階は、前記メッセージが再方向付けされる前に、それが再方向付けされたメッセージであることを示すテキストを前記メッセージに追加する段階を含むことを特徴とする請求項 4 8 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 5 0】

前記メッセージが添付物又は特定の種類の添付物を含む場合、前記発信メッセージが前記第三者に再方向付けされることを特徴とする請求項 4 3 ~ 4 9 のいずれか 1 項に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 5 1】

前記メッセージが添付物を含み、且つ前記メッセージの本文又は件名が所定量よりも少ないテキストを含む場合、前記発信メッセージは、前記第三者に再方向付けされることを特徴とする請求項 4 3 ~ 5 0 のいずれか 1 項に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 5 2】

前記発信メッセージは、前記メッセージの作成者の身元に依存して前記第三者に再方向付けされることを特徴とする請求項 4 3 ~ 5 1 のいずれか 1 項に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 5 3】

前記複数のコンピュータのうちの 1 つのコンピュータに実行させる段階は、前記第三者が受信する前記再方向付けされたメッセージについて前記第三者が前記本来意図された受信者への送信に関して前記メッセージを承認するための手段を提供する段階を含むことを特徴とする請求項 4 3 ~ 5 2 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 5 4】

前記アプリケーションは、ウェブブラウザであることを特徴とする請求項 4 3 ~ 5 3 のいずれか 1 項に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 5 5】

前記コンピュータプログラムは、前記ウェブブラウザのプラグイン・モジュールであることを特徴とする請求項 5 4 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 5 6】

前記アプリケーションは、電子メールクライアントであることを特徴とする請求項 4 3 ~ 5 3 のいずれか 1 項に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 5 7】

前記コンピュータプログラムは、前記電子メールクライアントのプラグイン・モジュールであることを特徴とする請求項 5 6 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 5 8】

前記アプリケーションは、インスタントメッセージングアプリケーションであることを特徴とする請求項 4 3 ~ 5 3 のいずれか 1 項に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 5 9】

前記コンピュータプログラムは、前記インスタントメッセージングアプリケーションのプラグインであることを特徴とする請求項 5 8 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 6 0】

前記アプリケーションは、音声メッセージングアプリケーションであることを特徴とする請求項 4 3 ~ 5 3 のいずれか 1 項に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 6 1】

前記コンピュータプログラムは、前記音声メッセージングアプリケーションのプラグインであることを特徴とする請求項 6 0 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 6 2】

前記ポリシーデータは、前記コンピュータの個々のユーザ又は一群のユーザに対する 1

つ又はそれ以上のポリシーを定義することを特徴とする請求項 4 3 ~ 6 1 のいずれか 1 項に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 6 3】

前記ポリシーデータが中央サーバに記憶されていることを特徴とする請求項 4 3 ~ 6 2 のいずれか 1 項に記載のコンピュータプログラム。